

改正

平成31年3月13日鋸南町告示第9号

鋸南町広告取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町有財産等を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 町有財産等への広告掲載は、民間企業等との協働により町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する町有財産等のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 町の広報印刷物及び封筒

イ 町のホームページ

ウ その他広告媒体として活用できる町有財産等

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(3) 主管課長 鋸南町課設置条例第1条の課長、教育課長、議会事務局長並びに会計管理室長をいう。

(4) 広告媒体主管課 広告媒体となる町有財産を所管する課(室)

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性のあるもの

(4) 宗教性のあるもの

(5) 社会問題についての主義主張

(6) 美観風致を害するおそれがあるもの

(7) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(8) その他、広告媒体に掲載する広告として不相当であると町長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告に関する基準は、別途定める。

(広告媒体の種類)

第5条 広告掲載を行う広告媒体の種類は、それぞれの主管課長が別途定める。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管課長が別途定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集は町報きよなん、町のホームページ等により町が直接広告を募集する方法（直接募集方式）とし、随意契約とする。

2 広告掲載を希望する者は、別記第1号様式により町へ申し込み、町長が広告掲載の可否を決定し、別記第2号様式により広告掲載を希望する者に通知しなければならない。

(行政財産の目的外使用)

第8条 行政財産の目的外使用により広告を掲載する場合は、鋸南町財務規則による。ただし、広告の募集をして掲載する場合は、前条第1項の直接募集方式とする。

(歳入の取り扱い)

第9条 広告掲載料金の収納については、次のとおりとする。

(1) 行政財産の目的外使用によるものは、鋸南町使用料条例第2条の規定による使用料とする。

(2) 前号以外は、(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 雑入 (細節) 広告料として収納する。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成31年3月13日鋸南町告示第9号)

この告示は、公布の日から施行する。

年 月 日

様

鋸南町長

次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 希望する広告媒体に掲載します。
	<input type="checkbox"/> 希望する広告媒体に掲載できません。
	※不掲載の理由
掲載期間	年 月 日から 年 月 日
掲載料金	
連絡事項	・法令又は条例に違反した場合若しくは鋸南町広告取扱要綱及び関連規定に違反した場合は、希望した広告の掲載を中止します。 （掲載を決定した場合） ・（その他、料金納入の手続き等）